

⑤ さいたま市視聴覚ライブラリー条例

平成13年5月1日
条例第124号

改正 平成14年12月26日条例第67号
平成16年3月26日条例第19号
平成17年3月25日条例第54号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、さいたま市視聴覚ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
さいたま市立北浦和視聴覚ライブラリー	さいたま市浦和区北浦和1丁目4番2号
さいたま市立大宮視聴覚ライブラリー	さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1
さいたま市立与野視聴覚ライブラリー	さいたま市中央区下落合5丁目11番11号
さいたま市立岩槻視聴覚ライブラリー	さいたま市岩槻区本町4丁目2番25号

(一部改正〔平成14年条例67号・17年54号〕)

(事業)

第3条 ライブラリーは、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育の奨励に関すること。
- (2) 視聴覚教材及び機材(以下「教材等」という。)の整備及び貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的にふさわしい事業に関すること。

(職員)

第4条 ライブラリーに館長及びその他の職員を置く。

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たる日を除く。)
 - (2) 祝日法による休日の翌日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)
 - (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
 - (4) 資料整理日(毎月末日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。))
 - (5) 特別整理期間(10日以内)
- 2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会(以下「委員会」という。)は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(一部改正〔平成16年条例19号〕)

(利用時間)

第6条 ライブラリーの利用時間は、さいたま市立北浦和視聴覚ライブラリー及びさいたま市立岩槻視聴覚ライブラリーについては午前10時から午後6時までとし、さいたま市立大宮視聴覚ライブラリー及びさいたま市立与野視聴覚ライブラリーについては午前9時から

午後5時までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成16年条例19号・17年54号〕)

(利用の資格)

第7条 ライブラリー資料の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれに準じる団体とする。

(利用の手続)

第8条 ライブラリーを利用しようとするものは、あらかじめ委員会の定める手続によらなければならない。

(利用目的の制限)

第9条 教材等は、営利を目的として利用してはならない。

(損害賠償の義務)

第10条 故意又は過失により教材等を破損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(視聴覚ライブラリー運営委員会)

第11条 ライブラリーにさいたま市視聴覚ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、ライブラリーの運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、ライブラリーの行う事業につき、館長に意見を述べるものとする。

3 運営委員会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例（昭和43年浦和市条例第35号）、大宮市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和47年大宮市条例第23号）又は与野市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和53年与野市条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和51年岩槻市条例第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例54号〕)

附 則（平成14年12月26日条例第67号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第19号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第54号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。